

審査登録のための要求事項

一般財団法人三重県環境保全事業団国際規格審査登録センター（以下、「ISC」という。）にてマネジメントシステム審査の受審を希望される、あるいは登録された事業者の皆様にご理解いただく事項を以下に示します。なお、年版の表示のない引用文書については、最新版を適用してください。

1. 審査登録を受けようとする事業者は、自ら適用したマネジメントシステム規格に準拠した、文書化されたマネジメントシステム（以下、システムという。）を有し、当該システムが有効に実施されている必要があります。

このため、本審査までには当該システムが最低限3ヶ月の運用実績を有すること、もしくは、確実に運用されていることを示し得ることが望まれます。

2. 事業者は事前審査までに内部監査が、及び登録審査までにマネジメントレビューがすでに実施されており、それが効果的であり、また将来も維持されるであろうことを示す証拠を十分に示す必要があります。

また、サーベイランス及び更新審査においてもシステムの完全な内部監査及びマネジメントレビューが実施されていることを示す必要があります。

3. 適切な審査を確保するため、審査対象となるシステムに関するすべての文書の利用、審査対象部門への審査が可能でなければなりません。
4. 規格要求事項を満たすシステムを確立し、実行し、維持することを確実にする責任者が、事業者内で指名されていなければなりません。
5. 登録範囲(環境/品質マネジメントシステムの適用範囲)の変更の場合、原則として、新たに審査範囲に含まれるプロセス、組織、サイトに対して、特別審査までに以下の全ての事項を満足してください。

① マネジメントシステムが適用(文書化)され、約3ヶ月程度運用されていること。

② 内部監査が1回以上実施され、記録を検証することができること。

③ マネジメントレビューが1回以上実施され、記録を検証することができること。

6. マネジメントシステム審査では、ライセンス/許可、適用法規制による要求事項に適合しているかどうかを評価するため事業者が使用した記録（事故記録、規制・法律違反及び当局との該当する通信文書を含む）をISCの要求に応じ閲覧できるようにしておく必要があります。さらに、必要な場合はその内容をISCに報告してください。

また、適用規格または他の規準文書の要求事項に従った過去12ヶ月以内（EMS・QMS実施開始以降12ヶ月経っていない場合はその開始時点から）のすべてのコミュニケーション及びそれに対して取られた該当是正処置及び予防処置の記録を同様に閲覧できるようにしておく必要があります。

ます。さらに、必要な場合はその内容を I S C に報告してください。

7. 購入者を含めた外部利害関係者からの活動、製品及びサービスを含めた苦情及びシステムの不適合に関して、適切な是正処置及び予防処置をとる必要があります。さらに、必要な場合はその内容を I S C に報告してください。また、その内容及び効果に関しての記録を保管して、I S C が要求した場合に提供できるようにしておく必要があります。

8. 事業者は、活動、製品及びサービスの業務に適用される法規制等に準拠していなければなりません。第三者適合性評価制度の評価を損なう又は社会的信用を失墜させる法令・規制違反、故意の虚偽説明、製品事故及び環境事故等が発見又は公表された場合、その事実を速やかに I S C に報告していただく必要があります。なお、これには、データの改ざんによるものを含むものとし、これらの事実が如何なる事情により明らかになったかは問いません。また、I S C がこれに関する調査を求めた場合、協力していただかなければなりません。

9. 事業者は、以下に示すマネジメントシステムに影響する変更が生じた場合には「マネジメントシステム変更届(MS699F92)」を使用して速やかに I S C に報告していただく必要があります。

- ①法的、商業上、組織上の地位又は所有権（社名変更を含む）の変更
- ②組織及び経営層（経営者（層）・受審責任者・管理責任者・連絡担当者の変更（所属・役職変更を含む）
- ③連絡先及び事業所（住所、電話・FAX 番号の変更）
- ④登録範囲（製品・サービス・活動、組織）の変更
- ⑤工程及び又は施設等の変更
- ⑥登録証（本証及び附属書）の表記の変更
- ⑦適用規格への適合に影響する重大な変更

以上 6. ～8. 項に関して、事業者のマネジメントシステムに関連すると考えられる事故、事件、苦情、不祥事を知り得た場合や故意に虚偽説明を行っていた事実が判明した場合等及びその他の理由で I S C が必要と認めた場合、追加の特別審査を実施する場合があります。

10. 指摘事項のうち相当数の不適合や苦情等が審査上（判定委員会を含む）で指摘された場合には、特別審査を追加、あるいはサーベイランス日数を増やす場合があります。

11. 事業者は、I S C が審査登録に関して行った決定や審査登録業務等に対して異議／苦情申立てをすることができます。この場合、異議申し立て、苦情（MS520D01）に従ってください。

12. I S C はシステム審査登録を実施するものであり、いかなる意味においても事業者の製品／サービスの品質あるいは環境活動の取組みに問題がないということを保証しているものではありません。登録事業者は、登録証及びシステムの審査登録という事実を高品質あるいは環境適合の製品／サービスを提供している証として用いることはできません。

13. 事業者のマネジメントシステムが I S C によって審査登録された場合には、「登録証及び登録マ

ークの使用にあたって守っていただく事項（MS612E02）」に従い、I S Cの登録マーク及び認定シンボルを使用することができますが、以下の事項について守っていただく必要があります。

- ①インターネット、パンフレット又は広告、若しくは他の文書等のコミュニケーション媒体に登録の地位を引用する場合、I S Cの要求事項に適合すること。
- ②登録に関連して誤解を招く表明を、自ら行わず、他者による表明も許さないこと。
- ③登録証又はその一部を、誤解を招く方法で自ら使用せず、他者による使用も許さないこと。
- ④登録の取消しを行った場合、I S Cの指示に従い、登録の引用を含むすべての広告物の使用を中止すること。（一時停止の場合はその期間等により掲載事項について協議させていただきます。）
- ⑤登録範囲が縮小された場合、すべての広告物を修正すること。
- ⑥製品（サービスを含む）又はプロセスをI S Cが登録したと受け取られる方法で、マネジメントシステム登録が引用されることを認めないこと。
- ⑦登録範囲外の活動にも登録が及んでいると受け取られないようにすること。
- ⑧I S C及び／又は登録システムの評価を損なう又は社会的信用を失墜させる方法でその登録を用いないこと。

ただし、認定機関の認定シンボルはI S Cが認定された産業分野で審査登録した範囲のみで使用可能です。

登録事業者は、I S Cによる審査登録の結果の不適切な公表、審査登録についての虚偽の主張、また登録証及び登録マークを修正、変更することはできません。

14. 文書、パンフレット又は宣伝、広告などの媒体で、登録について触れる場合には、登録範囲を明確にしてください。また、登録範囲以外で登録マーク及び認定シンボルを使用することはできません。その適切性を確保するために、必要に応じI S Cの確認を得てください。
15. 上記12～14項に関して、事業者の不正確な言及、又は誤解を招くような登録に関しての使用があった場合は、適切な是正処置をとっていただき、その内容は品質記録として残して頂き、その内容を文書にて報告していただきます。
16. 苦情もしくはその他の情報分析から機関の要求事項に組織が適合しなくなった場合、あるいは審査登録要求事項に対して適合性を維持することができなくなった場合には、I S Cの判断により特別審査を実施することがあります。また、状況により登録が一時停止、取り消し又は登録範囲が縮小されることがあります。
17. 事業者がI S Cに対し債務不履行があり、指定期日までに是正されない場合、I S Cの判断により登録の一時停止又は登録の取り消しを行う場合があります。
18. 登録の取り消しの決定があった場合、登録を引用しているすべての宣伝、広告を中止し、I S Cの要求どおり登録証を返却していただきます。

19. 登録維持のためには年 1 回のサーベイランスを受審し、システムが適切に運用、維持されていることを I S C により確認される必要があります。

サーベイランスは原則として初回登録承認日<<月日>>の前 3 ヶ月の範囲で実施いたします。

初回登録承認日とは、I S C 判定委員会による初回登録の承認日となります。

初回登録後の最初のサーベイランス審査は、初回登録承認日から12か月を超えない期間で受審していただければなりませんので、十分前もって準備をお願いします。受審いただけない場合には登録証は取り消されますのでご注意ください。

なお、2年目以降のサーベイランスについてはは暦年（1月～12月の期間）に1回受審ください。現地確認等の都合で登録日を超過する場合には「登録日超過受審依頼について」での対応をお願いします。

サーベイランスでの確認事項は概ね次のとおりです。

①前回審査以降の活動、製品又はサービス並びに組織等の変更及びそのレビューの実施

②登録及び登録マーク等の表示

③規格要求事項の維持状況

④前回審査時の指摘事項の是正状況及び判定委員会での特記事項、コメントに対する処置状況

⑤審査記録メモに対する処置状況

⑥内部監査及びマネジメントレビュー

⑦苦情処理

⑧組織の目的の達成及びマネジメントシステムの意図した結果の達成に関するマネジメントシステムの有効性

⑨継続的改善を狙いとする計画的活動の進捗状況

⑩継続的な運用管理

また、サーベイランスにおける登録の継続の決定は、当該登録事業者の登録証の有効期日から暦年ごとに行います。暦年ごとに登録の継続の決定が行われなかった場合は、原則として一時停止となります。

なお、サーベイランスのご案内文書は、登録月より 3 か月程度前を目安に発送いたします。

20. 登録更新のためには、更新審査を受審し有効期限内に登録更新が承認されている必要があります。このことから、更新審査の実施は、「登録日」の 5 ヶ月前から 2 ヶ月前を標準とします。

なお、更新審査のご案内文書は、登録月より 5 か月程度前を目安に発送いたします。

更新審査では、サーベイランスでの確認事項に加え、登録維持の期間（3年間）のパフォーマンスの改善状況を確認します。

21. 事業者は I S C が発行する次の文書を外部文書として管理していただく必要があります。

①審査登録のための要求事項（MS612E10）・・・本文書

- ②登録証及び登録マークの使用にあたって守っていただく事項 (MSS612E02)
- ③登録の一時停止、取消し又は登録範囲の縮小 (MS652D01)
- ④マネジメントシステム変更届 (MS699F92)
- ⑤異議申し立て、苦情 (MS520D01)
- ⑥ J A B 認定シンボル及び I S C ロゴマーク清刷

また、これらの文書を改訂した場合、I S C ホームページへの掲載、郵送、e-mail 等によりご連絡します。

22. I S C が情報公開としている情報は次のとおりで、ホームページにて公開しています。

なお、公開対象以外の情報については、登録事業者により公開されている情報を除いて、機密情報として取り扱います。

- ①国際規格審査登録センター (I S C) 概要
- ② I S C の基本方針、運営体制
- ③公平性に関する方針(品質方針)
- ④ J A B 認定範囲
- ⑤審査プロセス
- ⑥登録の授与、拒否、維持、更新、一時停止、復帰、取消し、並びに範囲の拡大及び縮小のプロセス
- ⑦I S C が活動するマネジメントシステムの種類及び登録スキーム
- ⑧I S C の名称の使用、及び登録マーク又はロゴの使用
- ⑨情報の要請、苦情及び異議申立ての処理プロセス
- ⑩各種手続き書類
- ⑪登録事業者リスト
- ⑫審査登録料金表

23. I S C は次の事項に関する情報を要請に応じて提供します。

- ①I S C が活動する地域
- ②授与した登録の状態
- ③特定の被登録組織についての名称、関連規準文書、登録範囲及び地理的所在地(国及び市)

24. I S C による初回審査、定期サーベイランス、更新審査の際に、公益財団法人日本適合性認定協会 (J A B) が事業者への立入りを依頼した場合、J A B 認定審査チームの立入りを認めていただかなければなりません。

25. J A B 認定審査チームの立入りについて、正当な理由がなく立入りを拒絶された場合には、I S C は J A B に対してその報告の義務を負います。また、登録事業者が立会を回避するために他の審査機関に登録移転した場合、J A B から I A F 加盟の認定機関に組織名が通知されることについて

予めご了承ください。

なお、上記事項が順守されない場合は、I S CはJ A B認定シンボル付き登録証を発行できませんので、ご承知をお願いします。

- 26.** I S Cより、審査員養成のため訓練中の審査員又はオブザーバーの参加を依頼する場合がございますので、その節にはご理解とご協力をお願いします。

オブザーバーは、審査に同席しますが、審査員として審査に参加するものではなく、工数外での参加となりますので、費用等の一切の請求はございません。

- 27.** 審査報告書（コピーを含む）の利用にあたっては、誤解を招くような方法で使用せず、原則として審査報告書の全文を用いてください。審査報告書の所有権はI S Cに帰属しますので、審査報告書を外部へ提出する場合は、I S Cの了解を得てください。

- 28.** I S Cは、審査登録業務の遂行において知り得た情報の秘密を守る義務を順守します。

また、当該事業者以外の第三者（例えば、苦情申し立て人、規制当局）から登録事業者に関する情報があっても、I S Cの方針として機密として取り扱います。

なお、公益財団法人日本適合性認定協会（J A B）又は他の認定機関（同等性評価スキームの合意グループ）から情報開示依頼があった場合には、事前に登録事業者に通知し、同意を得ます。

- 29.** J A Bによるマーケティングサーベイランス訪問の要請があった場合には、ご同意下さい。

マーケティングサーベイランス訪問とは、認証された組織を訪問して直接観察することにより、審査機関の認証プロセスの信頼度を明確にすることを目的として実施するものです。

なお、マーケティングサーベイランス訪問に係る費用は発生しません。

以上